

法律入門講座 連続無料講演会

第5回

ロースクール入試・新司法試験から
逆算した法律の学び方

辰巳専任講師・弁護士
二宮麻里子先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUJUKA

〔法曹を目指す方の法律学習の仕方〕

目標からの逆算

当面の目標：ロースクール（既修コース）合格

最終目標：新司法試験合格

cf. 司法試験法1条1項

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となるようとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

「学識」とは？

条文・判例（・学説）の基本的な知識

条文 定義：

趣旨：

要件：

効果：

判例：

学説：

基本的な知識を身につけるためには？

基本書の読み込み・予備校の入門講座

「応用能力」とは？

基本的知識を使いこなせること

応用能力を身につけるためには？

訓練（問題演習）

〔第2問〕

以下の【事実】1から9までを読んで〔設問1〕から〔設問3〕までにそれぞれ答えよ。

【事実】

1. X株式会社（以下「X社」という。）は、機械を製造して販売する事業を営む会社である。X社が製造する機械のうち、金属加工機械は、25の機種があり、それぞれの機種に1つの型番が付されていて、その型番はPS101からPS125までである。

Y株式会社（以下「Y社」という。）は、ナイフやフォークなど金属製の食器を製造する事業を営む会社である。Y社が製造する商品の中でも、合金を素材とするコップは、特徴的なデザインと独特の触感が好評を得ていて、人気の商品である。

A株式会社（以下「A社」という。）は、物品を販売する事業を営む会社である。A社は、従来、Y社に物品を納入してきた実績がある。

2. Y社は、数年ぶりに、主力商品のコップを製造するために使用する金属加工機械を更新することを決定し、これをA社から調達する方針を固め、Y社の役員であるBが、その実行に携わることとなった。Bは、これまでA社との折衝に当たってきた従業員のCに対し、A社との交渉においては、Y社の主力商品の製造に使用する高額の機械の調達であるから、諸事について慎重を期するよう指示した。

3. Cは、A社の担当者とは相談したところ、X社製の型番PS112という番号で特定される機種の金属加工機械を調達することが適切であると考えに至った。Cの意向を知ったA社の担当者は、X社に問い合わせをし、型番PS112の機械の在庫があることを確認した。

4. このようにして、YAの両社間で交渉が進められた結果、Y社は、平成20年2月1日、A社との間で、X社製の型番PS112の金属加工機械1台（新品）を代金1050万円（消費税相当額を含む。）で買い受ける旨の契約を締結した。売買代金は、まず、そのうち200万円を契約締結時に、また、残金の850万円は目的物の引渡しを受ける際に、それぞれ支払うこととされた。そして、Y社は、同日、A社に代金の一部として200万円を支払った。

なお、A社は、前記の売買契約を締結する際、型番PS112の機械をX社から近日中に売買により調達することをY社に伝えていた。

5. A社の担当者は、Y社との売買契約が締結された平成20年2月1日の夕刻、改めてX社の担当者に電話をし、Y社に転売する予定であることを告げた上、X社から同社製の型番PS112の金属加工機械1台（新品）を購入するに当たっての契約条件を協議した。この契約条件の中には、AX間の売買代金額（消費税相当額を含む。）を840万円とすること、内金100万円は銀行振込みとし、残金740万円についてはA社が支払のために約束手形1通を振り出して交付すること、引渡しの時期及び場所のほか、次に示す注文書の備考欄の内容の条件が含まれていた。契約条件の協議が整った後、A社の担当者はX社の担当者に対し、「後ほど発注権限のある上司の決裁を得て、正式に注文書をお送りしますのでよろしく申し上げます。」と述べた。A社の担当者は、発注権限のある上司に対し、Y社に売り渡す型番PS112の機械をX社から調達するための協議が整ったことの報告をし、その上司の決裁を得た上、次の注文書を作成し、これをX社の担当者に送付した。この注文書の記載は、担当者間の前記の協議内容を反映するものであるが、品名欄には、型番の誤記があった。

No.0751

平成20年2月4日

注文書

X株式会社 御中

県市区町3-5-1

A株式会社

代表取締役



下記のとおりご注文いたします。

(1)	品名	貴社製の金属加工機械(型番PS122)
(2)	数量	1台
(3)	金額	840万円(消費税を含む)
(4)	支払方法	内金100万円は平成20年2月12日に貴社銀行預金口座に振込み。残金は、引渡完了の際に、弊社振出の約束手形1通を交付(額面額740万円、支払期日平成20年4月30日)。
(5)	引渡時期	平成20年2月15日
(6)	引渡場所	Y株式会社工場(県市区町1-4-12)に貴社から直接納品。

〔備考〕

本件機械の所有権は、弊社が上記(4)記載の代金を完済するまで貴社が留保し、代金完済時に移転するものとします。

弊社が上記(4)記載の代金の一部でも支払わない場合、貴社は、催告をすることなく直ちに契約を解除することができるものとします。

6. この注文書を受け取ったX社の担当者は、受注を決定する権限のある上司に対し、A社の担当者との協議した契約条件で型番PS112の機械の販売を受注したいと説明し、その決裁を得た上、平成20年2月7日、【事実】5記載の注文書と同一内容である注文請書をA社に送付した。なお、この注文請書においても、「(1)品名弊社製の金属加工機械(型番PS122)」と記載されていた。同月8日、これを受け取ったA社の担当者は、確かに注文請書を受け取った旨をX社に連絡した(以下このXA間の売買契約を「本件売買契約」という。)。そして、A社は、X社に対し、同月12日、代金の一部として100万円をX社の銀行預金口座に振り込んだ。

7. X社の納品作業を担当する従業員は、注文請書の写しを参照しながら納品の準備を進め、平成20年2月15日の午前に、A社との約定により直接にY社の工場に、型番PS122の機械1台を搬入しようとした。しかし、Y社の側から、調達しようとしたのは型番PS112の機械であることが指摘されたため、X社の前記従業員は、X社の受注事務担当者との連絡を取ったところ、Y社の指摘のとおりであることが確認された。そこで、いったん搬入を取りやめ、改めて同日午後、型番PS112の機械1台をY社の工場に運んだ(以下この1台の機械を「動産甲」という。)。Y社の担当者が、間違いなく動産甲が型番PS112の機械であることを確認し、動産甲は、滞りなく同日中にY社の工場に搬入された。

そこで、同日、Y社は、A社に対し、両社間の売買の残代金850万円を支払った。また、A

社は、X社に対し、支払期日を平成20年4月30日とするA社振出しの額面額740万円の約束手形を交付した。

8. 動産甲の取引を担当したA社の担当者は、平成20年2月20日、Y社を訪ね、搬入の過程で機種の違いがあった不手際を詫び、それにもかかわらず一連の取引が無事に終了したことへの謝辞を述べた。応接に当たったCは、取引を慎重に進めるように求めた【事実】2記載のBの指示を踏まえ、XAの両社間の代金決済について特にトラブルが起きていないか、ということを確認した。これに対し、A社の担当者は、代金の一部が既に支払われていること、及び残代金の支払のため平成20年4月30日を支払期日とするA社振出しの約束手形を交付したことを説明したが、代金が完済されるまでX社が動産甲の所有権を留保していることは告げなかった。Cは、この説明を受けたことで一応納得し、直接にX社に対し取引経過を照会することはしなかった。
9. その後、A社は、平成20年4月30日に前記約束手形に係る手形金の支払をせず、そのころに事実上倒産した。そこで、X社は、A社に対し、【事実】5記載の注文書の備考欄の特約に基づき、同年5月2日到達の書面により、本件売買契約を解除する旨の意思表示をし、また、Y社に対し、同年5月7日到達の書面により、動産甲の返還を請求した。しかし、Y社がこれに応じないので、X社は、Y社に対し、所有権に基づき動産甲の返還を請求する訴訟を提起した（以下この訴訟を「本件訴訟」という。）。

〔設問1〕 本件売買契約は、何を目的物として成立したものであると考えられるか、理由を付して結論を述べなさい。その際、【事実】5記載の注文書及び【事実】6記載の注文請書にあった型番誤記が本件売買契約の効力に影響を与えるか、錯誤の成否にも言及しつつ述べなさい。

〔設問2〕

- (1) X社のY社に対する本件訴訟において、Y社が、自己の即時取得によりX社が動産甲の所有権を喪失したことを主張しようとするときに、「A社が、平成20年2月1日、Y社との間で、【事実】4記載の売買契約を締結したこと」のほか、次に掲げる事実及び事実を主張立証する必要があると考えられるか。それぞれ理由を付して説明しなさい。

A社が、Y社に対し、平成20年2月15日、【事実】4記載の売買契約に基づき動産甲を引き渡したこと。

Y社が、の引渡しを受ける際、A社がX社に対し代金全額を弁済していない事実を知らなかったこと。

- (2) 本件訴訟においてY社のする即時取得の主張に対し、X社から、それへの反論として「Y社は、A社に動産甲の所有権があると信じたことについて過失がある。」との主張がされた場合において、Y社の過失の有無を認定判断する上で、次に掲げる事実及び事実 は、どのように評価されるか。それぞれ理由を付して説明しなさい。

【事実】4記載のとおり、Y社が、A社がX社との売買により目的物を調達することを知っていたこと。

【事実】8記載のとおり、Y社が、本件売買契約の残代金が平成20年4月30日を支払期日とする約束手形で支払われることを知っていたこと。

〔設問3〕 X社は、本件訴訟において、Y社に対し、動産甲の使用料相当額の支払も併せて請求したいと考えた。X社は、どのような法的根拠に基づいて、いつからの使用料相当額の請求をすることができるか、考えられる法的根拠を一つ示し、その法的根拠が成り立つ理由及びいつからの請求をすることができるかの理由を付して説明しなさい。以下省略

1 事案の流れ

～問題文に記載されている事実を時系列に沿って整理していく～

日時	当事者	行為
H20.2.1	Y社 - A社 Y社 A社 A社 X社	X社製のPS112の金属加工機械1台を1050万円で売買する契約 代金の一部200万円を支払った Y社に転売予定であることを告げた上、PS112購入条件の協議 代金は840万円（内金100万円は銀行振込、740万円は約束手形）
H20.2.4	A社 X社	注文書作成、送付
H20.2.7	X社 A社	注文請書送付（条件は5記載内容と同じ）
H20.2.8	A社 X社	注文請書受領の通知
H20.2.12	A社 X社	代金の一部100万円をX社の銀行預金口座に振り込んだ
H20.2.15	X社 X社 Y社 Y社 A社 A社 X社	午前中、PS122を搬入しようとしたが、Y社から間違いを指摘される 午後に、PS112をY社の工場に搬入 850万円支払い 支払期日をH20.4.30とする740万円の約束手形振出し
H20.2.20	A社 - Y社	A社担当者：約束手形の振出しについては説明 But 代金完済までX社が所有権を留保していることについては黙っていた C：直接X社に対し、取引経過の照会を行わなかった
H20.4.30	A社	約束手形の支払ナシ 事実上倒産
H20.5.2	X社 A社	売買契約解除
H20.5.7	X社 Y社 X社 Y社	返還請求の通知 所有権に基づく動産甲の返還請求訴訟提起

〔設問 1〕

- (1) 本件売買契約の目的物は何か？～ P S 1 1 2 or P S 1 2 2 ?

法律行為の解釈の問題～基本的事項

当事者の付与した共通の意味を確定する。

共通の意味を確定できない場合 表示の客観的意味を確定する。

本ケースでは、A社、X社とも P S 1 1 2 について協議をし、支払条件なども決めている。上司の決裁も、P S 1 1 2 が対象となっていた。

A X の意思是 P S 1 1 2 の売買

目的物は P S 1 1 2

- (2) 錯誤の成否～当事者の意思と注文書の記載のズレをどのように考えるか？

錯誤の定義～基本的事項

錯誤 (9 5 条): 表意者の内心的効果意思がその表示上の効果意思と意図せずに一致しない意思
表示

動機 内心的効果意思 表示意思 表示行為

ここにズレがある場合

本ケースでは、P S 1 1 2 を売買する意思があり、A X 共に、P S 1 1 2 の売買を行うことを口頭で合意している にズレはない。

～記載する際に、間違えただけ

錯誤ではない。

〔設問 2〕

- (1) 即時取得の要件 (1 9 2 条) ～基本的知識

動産であること

前主の無権利・無権限

有効な取引行為であること

平穩・公然・善意・無過失

占有の承継

訴訟の際には

取引行為

平穩・公然・善意・無過失

取引行為に基づく引渡

を主張・立証することが必要。

但し、中、平穩・公然・善意については 1 8 6 条で、無過失については 1 8 8 条で推定される主張・立証の必要なし。

本ケースの場合

問題文 は、取引行為に該当するので主張・立証する必要がある。

は、1 8 6 条で推定されるので主張・立証する必要なし。

(2) 過失の評価根拠事実について～民事訴訟法との関係あり

若干，応用か？

無過失：占有を始めた者が，取引の相手方がその動産につき権利者であると信ずるにつき過失のなかったこと

前主の処分権限につき，取得者に疑念が生じなければならなかったかどうか

(調査確認義務の存在)

がある場合，取得者が正しい認識を得るため相当と認められる措置を講じたかどうか

(調査義務の懈怠)

の2点から判断する。

但し，「過失」の有無は評価の問題

個々の具体的事情から の有無を考えていく。

本問の の事情は， の有無を判断するための事実といえるか？

の事実

- ・調査確認義務を基礎付ける根拠とならない

(理由) A社がX社との売買によってPS 112を調達するとしても，それだけではA社は無権利者であるとはいえないから(Y社に売却する時点で所有者になっている場合も多い。)

- ・調査確認義務を基礎付ける根拠となる

(理由) A社がX社から目的物を調達する以上，Y社に引き渡す時点でも所有権を取得していない可能性はあるから

の事実

調査確認義務を基礎付ける根拠とはならない

(理由) 即時取得における「無過失」は占有取得時(=引渡時)を基準に判断する

YはH20.2.15に引渡を受けており，一方，Yが，残代金が手形で支払われることを知ったのはH20.2.20

占有取得時には知らなかった以上，過失を判断するための事実には使用できない。

〔設問3〕

～使用利益の処理・法的構成の問題～基本的知識

? X社がY社から使用利益を返還してもらうための法的根拠?

(1) 不当利得返還請求権(703条)

要件 法律上の原因がないこと

他人の財産又は労務によって利益を受けたこと(受益)

他人に損失を与えたこと

受益と損失の間に因果関係あること

効果 損失者は受益者に対して，得た利益の返還を請求出来る。

(2) 本ケースに即して考えてみると……

Y社はPS 112を使用したことで利益あり

X社はPS 112を使用させたことで使用利益分の損失あり

と には因果関係有り

につき、Y社は無権限者であるA社からPS 112を買い受けて使用していた。

「法律上の原因なく」といえそう

But Y社は権利者であると信じて使用していた

「善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する」(189条)

Y社が、無権利であることに気付いたのは、H20.5.7に書面が到達したときから
従って、この時からの使用利益を不当利得として返還請求することが出来る。

〔参考問題〕

2008年 京都大学法科大学院入試問題

第2問

東京都に住むAは、近畿地方のあるところに、相続により取得した甲土地を所有していた。甲土地の付近一帯は、競馬場とその関連施設、ゴミ焼却場、火葬場のほか、以前は化学製品を製造する工場が点在し、また農地が広がっていた。しかし、工場の閉鎖が相次ぎ、また、農業従事者が減少したこと、住むために良好な環境とはいえないことから、数年前から荒れ地が増えていた。甲土地も、以前はある工場の資材置き場として利用されていたが、その工場が閉鎖された後は、空き地となっていた。

ある日曜日に、Aが甲土地の様子をほぼ2年ぶりに見に行ったところ、甲土地は有料駐車場として使われていた。Aが調べたところ、1年半前から、Bが、甲土地を他人の所有物と知りながら無断で、競馬開催のある土曜と日曜の午前9時から午後6時まで臨時駐車場として計60日使用し、600万円の利益をあげていたことがわかった。

Aは、Bに対して600万円の支払を請求することができるか。この請求を根拠づけるための考え方をいくつか(少なくとも2つ)挙げたうえで、論ぜよ。